

岩手県農政審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第21号

岩手県農政審議会条例の一部を改正する条例

岩手県農政審議会条例（昭和47年岩手県条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 総合的な農業施策の推進及び卸売市場の整備に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県農政審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、総合的な農業施策の推進及び卸売市場の整備に関する重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。</p> <p>(所掌)</p> <p>第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 卸売市場の整備に関すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、総合的な農業施策の推進に関する重要事項に関すること。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 総合的な農業施策の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県農政審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、総合的な農業施策の推進に関する重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。</p> <p>(所掌)</p> <p>第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、総合的な農業施策の推進に関する重要事項に関すること。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和2年6月21日から施行する。